

質 問 コ ー ナ ー

Q：林道工事や一般道路（国道、県道、市町村道）を建設する際に、工事現場の立木や草木は産業廃棄物になるのか。また、一般家庭の庭の手入れに植木屋さんやシルバー人材に頼んで植木等の手入れをしてもらった後の木の枝とか草は産業廃棄物になるのか。

A：廃棄物処理法施行令第2条第2号木くずで建設業にかかるもの（工作物の新設、改築又は除去に伴って生じたもの）は、産業廃棄物になる。道路は工作物にあたる。よって道路工事や開発行為等工作物の新設や改築にあたる場合は産業廃棄物に該当する。

また、一般家庭の庭の手入れや剪定等で出てくる木の枝や木の葉は一般廃棄物にあたる。これは、いわゆる業種指定があるかないかである。動植物性残渣は、食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物や植物の固形物が不要になった場合のみが産業廃棄物となる。

Q：建設現場から排出される建設廃棄物量が多量であるため、運搬車両を増加した。そのときのマニフェストは運搬車両ごとではなく、一括して1枚の交付でよいのか。

A：収集運搬車両ごとにマニフェストは必要である。廃棄物処理法施行規則第8条の22（運搬受託者の記載事項）第2号に「運搬を担当した者の氏名」を記載することが義務付けられている。よって、同じ種類の廃棄物が多量に排出するので運搬車両が複数台でも、それぞれ運搬車両ごとにマニフェストを1枚ずつ交付する必要がある。これは、交通事故や不法投棄等不適正事案が発生した場合の責任が誰にあるかを明確するためである。

廃棄物処理法の解説～産廃の市場性原理の特異性～

今回から建設廃棄物の適正処理について平成22年の法改正に伴い、建設廃棄物処理指針が改訂され、平成23年3月30日付けで環境省から「建設工事から生じる廃棄物の適正処理について」で各都道府県に通知されました。この通知後、すでに2年を経過していますが、未だに末端まで浸透しておらず「産業廃棄物処理委託契約書」の記載方法や「産業廃棄物管理票」の記載についてご質問が寄せられています。

そこで今回からシリーズで建設廃棄物の適正処理について指針の解説をします。

第1回目として「産業廃棄物」の市場性原理の特異性について説明します。

なぜ「産業廃棄物がこうも悪者になるのか？」これは、産業廃棄物の処理が特異だからです。これを産業廃棄物の処理から見ると、

- (1) 廃棄物の発生場所が一定ではない。（建設廃棄物）
- (2) 発生量が膨大である。
- (3) 廃棄物の種類が多く、混合状態で排出されるので、的確に分別することができない。的確に分別できれば、再生利用が可能となる。
- (4) 廃棄物を取り扱う者が多く存在するので処理責任が不明となる。
- (5) 排出事業者にとっては、廃棄物の処理は利益を生むものではない。だから多額の費用をかけて質の高い処理をしたところでマイナスになり利益を生まない。処理技術より料金のみに関心が集まる。
- (6) そのため「安かろう、悪かろう」になり不法投棄や不適正処理が横行している。特に、建設廃棄物は不法投棄したところで家を解体したもので有害物でないとのこと、このため、廃棄物を適正に処理するためには、市場の健全化が必要となってくる。産業廃棄物の処理に対する国民の信頼性を取り戻すためには、処理業情報の公開や排出事業者処理責任の強化が必要となる。

今回は、建設工事における排出事業者の責任について22年の法改正も踏まえて説明します。



青年部だより

青年部会第1回北勢地区事業韓国視察研修を開催

平成25年11月14日（木）～16日（土）に、青年部会第1回北勢地区事業韓国視察研修を開催しました。研修では、青年部会員14名が参加し、アイケー（建設廃棄物処分）と（株）大明リサイクリング（廃プラスチック処分）を視察させていただきました。

アイケーは韓国でも5本の指に入る大手の会社で、プラントの敷地も1万坪近くあり、処理施設を巨大な倉庫内に屋内化しており、参加者一同その規模に驚愕しました。また、立派な社屋の研修室で会社説明や韓国の廃棄物事情などを聞き、質疑応答も盛んに行われました。



アイケーにて記念撮影



アイケーでの研修



大明視察風景

大明リサイクリングは、町の小規模工場地域の一角にあるような中小企業規模の処分場で廃プラスチックを破碎、洗浄、分別、熔融し、ペレット化していました。工場内の各施設を工程順に視察しながら説明いただき、その後はバスの中で質疑応答をしました。

今回日本で韓国視察先を手配していただいた関係者、現地韓国の通訳やその関係者のご協力をいただき、韓国の大規模、中規模の両方の施設を見学でき、青年部参加者一同、大変有意義な視察研修を実施することが出来ました。

第2回北勢地区事業年末親睦会を開催

12月6日（金）に「年末親睦会」が北勢地区担当のもと四日市市内で開催されました。当日は28名の青年部会員が参加し、光友部会長のご挨拶を皮切りに一年を振り返ると共に、会員相互の更なる親睦を深めることを目的に有意義な時間を過ごしました。また、私たちの業界に纏わる内容のクイズを参加者全員で行うなど、皆が興味を引く工夫がなされ和やかな雰囲気の中で会が催されました。会員同士が積極的に席を立ち、情報交換し合う風景も頻繁に見受けられ、本事業の目的を十分に達成できたと感じます。

本年も、青年部会員一同、一致団結して様々な事業に取り組んで参ります。皆様のご協力賜ります様、宜しくお願い申し上げます。



光友会長挨拶



ジャンケン大会



会場風景

青年部会新入会員

（株）エーエム 水谷晃氏 氏

青年部会では、新入会員を募集しています。会費は年間24,000円で、50歳までの青年男女ならどなたでも入会出来ますので、青年部会に興味のある方は是非、協会事務局までお問合せ下さい。